

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月25日
【会社名】	三国コカ・コーラボトリング株式会社
【英訳名】	MIKUNI COCA-COLA BOTTLING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 椎名幹芳
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	埼玉県桶川市大字加納180番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長椎名幹芳は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」及び「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、組織内外の環境の変化等の影響により、内部統制の有効性が機能しなくなるという固有の限界を有するため、財務報告に係る内部統制によっても、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することが出来ない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、連結会計年度の末日である平成22年12月31日を基準日として、財務報告に係る内部統制の評価を実施致しました。評価に当たっては、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループ及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。この影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しております。

全社的な内部統制の評価範囲については、当社、連結子会社2社及び持分法適用会社1社を対象として、内部統制の整備及び運用状況を評価しております。この全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、連結会社間取引消去後の売上高の概ね2 / 3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として選定しておりますが、結果として当社の事業拠点のみが選定されております。選定した重要な事業拠点において、売上高、売掛金、たな卸資産、販売手数料、販売促進費及び販売機器の各勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としております。選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、平成22年12月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断致しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。